

## **[事案 2020-214] 契約無効請求**

・令和3年4月5日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分や誤説明を理由に、契約見直しの無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和63年6月に契約した定期保険特約付終身保険（契約①）について、令和2年2月に一部見直しを行い認知症保険（契約②）に加入したが、以下の理由により、一部見直しを取り消して、契約①に復旧するとともに契約②の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約②は死亡保障がないが、100万円の死亡保障があると誤解したのは、募集人が、契約①の死亡保障500万円のうち100万円を契約②に「移行」と説明し、死亡保障がないことの説明をしなかったからである。
- (2) 契約②の保険金支払事由は、認知症と診断され、かつ、要介護1以上と認定された場合であるが、募集人は、認知症との医師の診断書があるか、もしくは、要介護1以上になった場合であるとの誤った説明をした。
- (3) 契約②には三大疾病の保障はないが、募集人は、一部見直し後に、三大疾病の保障があると説明した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保障設計書に記載されているとおり、契約②は認知症保険で死亡保障がないことを説明しており、保険金支払事由についても正しく説明している。
- (2) 募集人は、三大疾病の保障があるとの説明はしていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、一部見直しが行われた状況を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不十分や誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。